

【研究課題】

死因究明における死後画像診断の効果

研究期間：2020年3月5日～2020年3月31日

緒言

死因の究明は公衆衛生の向上、死者の尊厳保持及び社会の安寧秩序の維持などへと繋がることから非常に重要である。

東京 23 区内で発生する不自然死の死因は死体解剖保存法第 8 条により監察医が検案を行い、遺体の生前情報と外表所見より死因を判断している。検案で死因が確定しない場合には行政解剖によって死因を明らかにしている。しかし、区部と同様に死因を詳細に調査する剖検施設を有する地域は少ない現状にある。

このため、死後画像診断を死因の究明に活用する地域や施設が増加しつつある。しかしながら、死後画像診断は黎明期にあり死因究明への具体的な効果に関する報告は少ない。

そこで我々は死因の究明に死後画像診断がどのような効果をもたらしているかを明らかにすることを目的として、東京都監察医務院において院内で実施する死因調査（以下、持込検案）を対象として、CT 検査導入前後の事例を比較調査した。

結果

CT 検査導入前(556 件)は、死因確定件数が 281 件(50.5%)、解剖検査件数は 275 件(49.5%)であった。CT 検査導入後(413 件)は、死因確定件数が 307 件(74.3%)、解剖検査件数は 106 件(25.7%)であった。

CT 検査から得られた所見の記載は 413 件中 331 件(80.1%)で認めた。さらに、調査を死因確定例に限定すると 307 件中 262 件(85.3%)で認めた。